③ どんなふうに話し合うの？

定例会と臨時会

市長が定期的に集合を求める「定例会」は年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。

「臨時会」は議会を開く必要が生じたときに臨時的に開かれます。

また、議員定数（26人）の4分の1以上の議員から開催の請求があった場合なども、臨時会を開かなければなりません。

本会議と委員会

定例会・臨時会で開かれる会議を「本会議」といい、ここで市民の生活のにかかわるさまざまなことが決められます。

（議員定数の半分以上の出席で成立）

本会議で決定する前に、何人かに分かれ詳しく細かい点まで話し合うのが「委員会」です。いつも置かれている委員会を「常任委員会」といい、香南市には3つあります。

委員会の種類

①常任委員会

本会議から送られた議案や市民からの要望などを審査・調査します。

複数の常任委員会にかかわる案件は「連合審査会」で審議する場合もあります。

- **総務常任委員会**（定数9人）
  市の計画や予算・消防防災など
- **産業建設常任委員会**（定数8人）
  建設土木・上下水道など
- **教育民生常任委員会**（定数9人）
  教育・福祉など

②特別委員会

特定の事件について審査・調査する必要があるときに期間限定で編成される委員会です。

現在は4つの特別委員会が活動しています。

- **自衛隊立地対策特別委員会**（定数9人）
  陸上自衛隊高知駐屯地建設など
- **産業廃棄物処理施設対策特別委員会**（定数9人）
  夜須川地区の産業廃棄物処理施設など
- **工業用水対策特別委員会**（定数9人）
  工業用水道事業と地下水涵養対策など
- **香南市議会だより発行調査特別委員会**（定数7人以内）
  議会だよりを発行する

③議会運営委員会（定数8人）

議会をスムーズに行うために、議事の順序や進め方などを協議する委員会です。

住民の権利①

住民が行政にしてもらいたいことを要望したり、現状を伝えて訴えたりする権利を「請願権」といいます。

■請願

住民が国や地方自治体に対して、「規則の制定・廃止・改正」や「公務員の免職」などを文書で申し出ることを請願といいます。

請願には議員の推薦が必要で、請願を受けた議員は議会などでその要望を後押しします。

■陳情

「請願」と異なり、紹介する議員は必要ありません。

議員や議会、市役所などに、実情を訴えて、善処してくれるよう要請します。

※議会への請願・陳情は共に議会事務局へ提出してください。

定例議会の流れ

本会議

市長が議案を提案し、内容を説明します。

↓

委員会

議案について詳しく細かい点まで話し合います。

↓

本会議

議案に賛成か反対かを多数決で決めます。

※議案…市の仕事・予算・きまりなどの案です

議会の仕事

①議決

議会に与えられた権限の中で最も重要なもので、議決には特別な場合以外、出席している議員の半数以上の賛成が必要です。

▼条例の制定・改正・廃止

▼予算の決定

▼条例で定める契約の締結

…などの香南市にとって重要な案件は議会の決定が必要です。

②同意

副市長・収入役・教育委員などを市長が任命するときは、議会の同意が必要です。

③選挙

議長や副議長、選挙管理委員などの選挙をします。

④請願・陳情の審議

議会に提出された請願・陳情を審査して適当と判断されたものは市政に反映されます。

⑤意見書の提出・決議

香南市の市民が暮らしやすいまちになるように、国や関係行政機関に対して意見書を提出します。

また、社会問題などについて議会としての意思を表すため、決議を行います。

⑥調査・検査

一般質問や委員会での報告を通じて、市の仕事が議会の決定にしたがって正しく行われているかを市民の代表としてチェックします。

建設常任委員会 山古志視察研修

来るべき、地震の被害を最小限に食い止めるために

7月3日、4日の両日、平成16年10月23日に起こった新潟県中越地震の最大の被災地、新潟県長岡市（旧山古志村）で産業建設常任委員会の7人が視察研修を行いました。

山古志では避難指示が解除された今なお、土砂に埋まった家々があるなど、現地の惨状を目の当たりにし、災害復旧の現状を視察しました。

議会では、この報告を受けて、香南市の安心安全なまちづくりに生かそうと考えています。

④ 安全な道ができるまで

上妻さんと松田くんが道を歩いていると、すぐそばを車がびゅんびゅん走っていきました。

狭く、いつも危ない道なのでふたりはそれぞれ、市役所と議会に道が広くなるようにお願い（陳情）することにしました。

道路を広げてください！

市民は「こうして欲しい」という希望をや意見を文章にして議会へ出すことができます。

①道路を担当する【建設課】に要望書を渡す

②建設課が現地を確認・調査する

③要望をもとにどんな道にするか計画をたてて議会に提出する

④市長から出された計画について、よく話し合い、道を広げることを決める

⑤道路を直す工事をする

①議会（議長あて）へ要望書を提出

②本会議で産業建設常任委員会におくり審査する

③本会議で採択

④市長・建設課に要請する

完成